

東京都 NIE 推進協議会「記者講演」のお知らせです♡

日 時； **6月17日（金）18時30分～**（約90分の予定）

場 所； 日本プレスセンタービル7階 大会議室

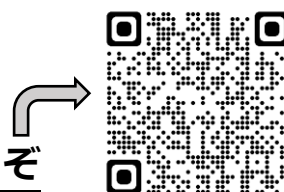
オンライン視聴（聴くだけ参加）もできます !!

タイトル； **「ICT 教育と著作権－NIE への影響は？」**

講演者 ； 東松充憲（東京新聞 NIE 担当編集委員）

※冒頭に朝日新聞 CSR 推進部 N I E 事務局長の
白銀泰さんからもミニ・プレゼン（解説）あり

★お申し込みはこの QR コードからどうぞ



児童・生徒にとって身近なものとなったタブレット端末。授業で使う著作物（←新聞、写真、絵画、音楽、動画などさまざま）をタブレットでシェア（**公衆送信**）する行為は、以前は「原則 NG」でしたが、2018年に著作権法が改正されて**新しいしくみ**ができたことにより**無許諾で「原則 OK」**になりました。（※紙のコピーは「原則 OK」で変更なし）

その新たなしくみが「**授業目的 公衆送信 補償金制度**」です。教育委員会などの学校設置者が、決められた定額を毎年、窓口の「**SARTRAS（サートラス）**」に支払います。**追加料金は不要**。サートラスは著作権者に利用具合に応じて補償金を分配します。

タブレットが活用されても著作権料の心配をする必要はなくなりました。この制度については「**使い放題のサブスクみたいなもの**」との声もあります。でも、**知っておいたほうがよい注意点**があるのをご存じですか？ また、「**授業で先生もやってた。SNS でシェアするのも大丈夫**」と誤解して子どもたちが**トラブルに巻き込まれるリスク**もあります。

この機会にポイントを整理して参加者で意見交換できればと思います。

「これホントに授業でやっても大丈夫？」という疑問や心配など
気になる点があれば、事前に講演者の東松（とうまつ）までメール
でお知らせください。できるだけ調べてみます。締切は5/31（火）。

★送信先アドレスは **nie@tokyo-np.co.jp**